

平成22年度 国立大学法人愛媛大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育・学生支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 高大連携科目の実績を重視した選抜方法など、AO・特別入試に関する新たな基本方針の策定、AP（アドミッション・ポリシー）の点検・修正を行う。
- 2) 愛媛県教育委員会との協定に基づく高大連携を拡充するための基本方針及び高大連携の実績を重視した入試要項を作成する。
- 3) オープンキャンパス、出張講義、大学説明会を充実するための基本方針を策定する。
- 4) DP（ディプロマ・ポリシー）と授業科目・科目群との整合性という観点から、CACL（カリキュラム・アセスメント・チェックリスト）を活用したカリキュラム・アセスメントを実施する。
- 5) 各学部のAP（アドミッション・ポリシー）・CP（カリキュラム・ポリシー）・DP（ディプロマ・ポリシー）の再検討と、CM（カリキュラム・マップ）の修正を行う。
- 6) 共通教育センターと教育企画室との連携により、入学時の学力や共通教育におけるリメディアル教育の現状を分析し、独自教材を開発する。
- 7) 共通教育センターにおいて、「幅広い教養」と「汎用的技能」の習得を通じた「学士基礎力」育成という視点から、共通教育のカリキュラム・アセスメントを実施する。
- 8) 各学部において、教養と専門性とを備えた「学士力」育成という視点から、カリキュラム・アセスメントを実施する。
- 9) 共通教育センター及び各学部において、地域の課題に取り組む問題解決型プログラムのカリキュラム・アセスメントを実施する。
- 10) 留学生ポータルシステムを整備し、システムを利用した語学教育の実施について、協定校と協議する。
- 11) 共通教育において第1期に導入した3技能共通テキスト（リーディング、ライティング、リスニング）に、スピーキング共通テキストを加えた、4技能共通テキストを作成し導入する。
- 12) 共通教育発展科目として開設した英語プロフェッショナル養成コースの一層の充実を図るため、メンター制度を導入する。
- 13) 初年次学生を対象とする英語統一試験として新たにTOEIC Bridgeを全学的に導入する。
- 14) e-Knowledge コンソーシアム四国（代表校：香川大学）の「四国の知」に関わる単位互換科目（歴史、文学、社会、自然）に資する教材の作成など、eラーニング教材の開発と利用を促進する。
- 15) 学習の成果を電子データとして残すシステム（学習履歴システム）を立案し、全学の教職課程を対象として試行する体制を整備する。
- 16) eラーニングなど、電子化された各種教育・学習コンテンツを対象とした、学内全PC教室での利用環境とコンテンツ作成支援環境を整備する。
- 17) 共通教育科目の枠組みの中で、人間関係形成に関わる能力を向上させる新規の教育プログラムを検討する。
- 18) 学外の関係機関と連携し、全学の教職科目の一環として、学生が多世代の人と関わりながら人間関係力を向上させる事業「人間力育成プログラム」を実施する。
- 19) サークル・リーダー研修会の内容をさらに充実させるとともに、本研修会の受講を全サークルに義務付ける規則を制定する。

(2) 大学院課程における教育内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 各研究科において大学院のカリキュラム・アセスメントを実施するとともに、愛媛大学教育改革促進事業（愛大GP）により、大学院カリキュラム改革のための優れた取組を重点的に支援する。
- 2) 既存の特別コースのカリキュラムを点検するとともに、各研究科において社会のニーズに対応したカリキュラム開発や新コース設置について検討する。

- (3) 教育・学習成果の評価に関する目標を達成するための措置
- 1) 教育・学生支援機構と各学部等が連携して、学生の成績分布を調査・分析するとともに、GPA制度の全学導入のための基本方針を策定する。
 - 2) 教育・学生支援機構において、授業時間外学習の実態調査を実施し、その結果を踏まえて、単位の実質化のための具体的方策を策定する。
 - 3) 共通教育及び専門教育において、シラバスの授業時間外学習課題に関する情報を充実する。
 - 4) 教育・学生支援機構と教育コーディネーターとの連携により、卒業論文・研究、修士論文、博士論文の成績評価の現状を調査・分析するとともに、プロセス評価のためのシステム案を策定する専門委員会を設置する。
 - 5) 愛媛大学学生アンケート検討委員会において、新入生から卒業生までの時間軸に沿った多方面からの評価を収集するアンケート調査方法を開発し、平成22年度新入生から実施する。
- (4) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置
- 1) 専任教員の教養科目授業案登録を更新し、それに基づいて共通教育授業実施計画を策定する。
 - 2) 教育コーディネーター研修会において、カリキュラムの充実などの教育改革に関する各学部等の先進的な取組について情報を共有する。
- (5) 教育力の向上に関する目標を達成するための措置
- 1) 教職協働により、フォーラムや各種研修会、ワークショップ、授業コンサルタント事業を実施する。
 - 2) 外部資金申請の増加、申請時のブラッシュアップの強化を図るため研究コーディネーター研修会を実施する。
 - 3) 産学連携コーディネーター制度を創設し、各学部と同コーディネーターを配置する。
 - 4) 地域連携コーディネーター制度を創設し、各学部と同コーディネーターを配置する。
 - 5) 教育・学生支援機構において、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」加盟大学等との協力の下、FDプログラムを作成する。
 - 6) ティーチング・ポートフォリオのメンター育成を強化するとともに、ポートフォリオ試行参加者を拡大する。
 - 7) 教員顕彰制度の根拠資料という視点から、現行の授業評価アンケートの内容、実施方法等を改善する。
- (6) 学生支援の充実に関する目標を達成するための措置
- 1) 留年学生や不適合学生に対する早期対応・支援の強化、障がい学生に対する支援の充実のために、学内組織間の連携を強化し、新たなFD・SD活動を実施する。
 - 2) 教育・学生支援機構及び各学部においてキャリア教育の現状を点検し、学生支援センターを中心に一貫したキャリア教育構築に関する基本案を策定する。
 - 3) 教育・学生支援機構において、SCV（スチューデント・キャンパス・ボランティア）の各団体やSHD（スタディ・ヘルプ・デスク）、ELS（愛媛大学リーダーズ・スクール）の活動状況を点検し、その結果に基づき、予算の再配分や団体の再編を行う。
 - 4) 上級生が下級生の学習をサポートするSA（スチューデント・アシスタント）制度の導入に向けて規定を整備する。
 - 5) サークル・リーダー研修会等を活用して、サークルからの要望を聴取する機会を増やすとともに、課外活動施設の改修や第三体育館の建設などによる課外活動支援を強化する。
- (7) 組織及び入学定員の見直しに関する目標を達成するための措置
- 1) 各学部・研究科において、人材需給の見直しを調査・分析し、入学定員見直しの必要性について検討する。
 - 2) 先端的研究センターを中核とした新しい研究科組織の設置案を策定する。
- (8) 附属学校園の教育と運営に関する目標を達成するための措置
- 1) 附属学校園協議会において、附属学校園の運営状況を点検し、入学定員の見直しを含め、具体的な課題を明確にする。
 - 2) 附属学校園協議会において、大学・附属学校園間の教育連携の強化や、共同研究の一層の促進など、先導的・実験的な教育・研究活動を行うための基本方針を策定する。
 - 3) 幼・小・中・高の各学校園が連携して育成すべき人材像を専門家の知見を活用しながら明確化する。また、

各学校園に連携教育担当者を置き、異校種間連携を試行する。

- 4) 附属高等学校において、教育・学生支援機構と連携して新たな高大連携科目「課題研究」を開設する。
- 5) 学内の専門家を交えた特別支援教育検討委員会（仮称）を立ち上げ、附属学校における特別支援教育と学校園間連携のあり方について検討する。また、特別支援教育を重視した教育活動を行うための支援員の配置について検討する。
- 6) 大学・学部と附属学校園において、教育実習の成果を検証するための調査項目を見直し、調査を実施する。また、附属高等学校においては、各学部と協議し、教育実習の実施計画を策定する。
- 7) 附属学校園協議会において、附属学校園と愛媛県教育委員会との連携協力を推進する「地域連携協議会（仮称）」の設置について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究拠点の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 平成 21 年度に新設したプロテオ医学研究センター等の研究活動を支援する。
- 2) 地域の学術機関と連携し、学内外の組織横断的研究プロジェクトを計画する。
- 3) 新たな研究拠点形成に向けて、学内競争的資金により分野横断的な研究グループへの支援を強化する。
- 4) 外部資金等により技術支援者の配置を進める。
- 5) 外部有識者を含む「地球深部ダイナミクス研究センターあり方検討委員会」を設置し、センター設置後 10 年の評価を行う。

(2) 研究者の配置と育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長裁量定員枠の確保の方法や運用方法について見直す。
- 2) 学内競争的経費により、先見性・独創性のある萌芽的研究を発掘して支援する。
- 3) 平成 20 年度に導入したテニューアトラック制度による研究者の活動支援を行う。
- 4) 全学の基本方針に基づき、女性研究者・外国人研究者の登用のための行動計画を策定する。
- 5) 特定職員制度により、退職教員を積極的に登用する。
- 6) サバティカル制度の推進や愛媛大学独自の海外派遣制度の派遣枠を拡大する。

(3) 研究資金の確保と配分に関する目標を達成するための措置

- 1) 外部資金申請の増加、申請時のブラッシュアップの強化を図るため研究コーディネーター研修会を実施する。
- 2) 部局個人評価との整合性をとりながら、優れた研究実績に対するインセンティブ制度について検討する。
- 3) 萌芽的研究の拡大、分野横断研究の創設に向けた学内競争的資金制度の改正を行う。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 社会連携機能の組織的整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 社会連携推進機構及び社会連携支援部の組織改編について検討し、改編案を策定する。
- 2) 産学連携コーディネーター制度を創設し、各学部と同コーディネーターを配置する。
- 3) 地域連携コーディネーター制度を創設し、各学部と同コーディネーターを配置する。

(2) 地域連携ネットワークの強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 産官学連携拠点整備に向けてエリアの確保を行い、設備導入環境を整備する。
- 2) 愛媛県と連携して地域における産官学連携推進戦略を検討する。
- 3) 自治体及び企業等の連携協定機関との協定の実質化を図るとともに、協定機関の拡大に向けて検討する。
- 4) 四国 5 大学が中心となって「四国産官学連携拠点構想」を検討するとともに、四国 T L O との連携体制の見直しを提案する。
- 5) 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」加盟校と協力して、補助金事業終了後のネットワーク運営に関する制度設計を行う。

(3) 地域活性化のための人材育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 各学部・研究科において、地域のニーズを踏まえ、教育課程・教育コースの現状について点検し、実績と課題

を明確にする。

- 2) 各学部・研究科において、現職教員、社会人受け入れのための入試制度や、教育の現状について点検し、実績と課題を明確にする。
- 3) 地域医療重視の医師を養成するため、地域救急医療学講座（仮称）及び地域医療再生学講座（仮称）を設置する。

(4) 教育研究成果の社会への還元に関する目標を達成するための措置

- 1) 地方公共団体、地元企業等と連携し、公開講座、シンポジウム、展示会等を開催して、研究成果の地域への還元を積極的に行う。
- 2) 図書館資料のデジタル化計画及びミュージアム等の企画展示計画を策定する。

4 国際化・国際貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 国際化への組織的整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 研修等を通じ、スタッフの能力向上に取り組むとともに、機構内の各組織の連携を強化し、拠点国に特化した国際化の推進体制を整備する。

(2) 世界に通用する人材の育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育・学生支援機構と国際連携推進機構が連携して、教員の授業における英語運用能力を高めるためのFDプログラムを試行する。また、学士課程の電子シラバスについて、英語併記のルールを徹底する。
- 2) ダブルディグリーなどの共同教育プログラムの導入や英語を使用言語とする大学院コースの拡大について、ワーキンググループ等を設置して基本方針等を検討する。
- 3) 愛媛大学国際連携促進事業を通じて、短期留学生受け入れプログラムの構築を促進する。
- 4) アジア人財プログラムへの参加企業を増やし、企業とのネットワークを拡充するとともに、ネットワークを活用した産官学協働により就職支援のための教材を開発する。
- 5) 愛媛大学国際連携促進事業を通じて、日本人学生の海外留学と海外インターンシップを促進する。

(3) 拠点国における国際貢献の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 各拠点国毎に主となる学術交流課題と教育支援課題を設定し、特色ある交流を実施するための研究組織と教育組織体制を整備する。

5 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 医療の質の向上に関する目標を達成するための措置

- 1) 小児外科病棟の設置、手術室の増室、新生児集中治療（NICU）ベッド及び後方ベッド（GCU）を増床する。
- 2) 愛媛地域医療連携ネットワーク研究会を定期的で開催し、各地域医療連携室との情報共有化を行う。
- 3) 愛媛県地域医療再生計画と連携した地域救急・再生医療連携体制構築のため、地域サテライトセンターを設置する。

(2) 医療人の育成に関する目標を達成するための措置

- 1) 愛媛県と連携し、地域医療に貢献する人材を確保・育成するため、公立病院等勤務医研修支援制度（仮称）を創設する。
- 2) 研修医等への教育チューター制を充実・強化するため、上級医を指定した指導体制を整備する。
- 3) 臨床検査技師の教育プログラムを作成する。
- 4) 専門看護師、認定看護師の育成を行うとともに、有資格看護師等による看護師外来を試行する。
- 5) 新人看護師ローテーション研修を実施・評価する。
- 6) 臨床研修体制を強化するため、研修管理・指導体制及び研修用機器を拡充整備する。

(3) 基礎研究と臨床研究の連携に関する目標を達成するための措置

- 1) 臨床研究成果を臨床応用するために必要な前臨床試験が遂行できる研究環境を整備する。

(4) 経営の安定化に関する目標を達成するための措置

- 1) 小児外科病棟の設置、手術室の増室、新生児集中治療（NICU）ベッド及び後方ベッド（GCU）を増床する。
- 2) 臨床薬理センター（仮称）を整備し、第Ⅰ相臨床薬理試験等により外部資金を獲得する。

(5) 労働環境の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 医師等の医療の専門職種が必要とする業務の環境改善及び効率的な業務運営を行うため、非常勤医師の常勤化やコメディカル等の増員を推進する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織の再編と戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 大学全体として収集すべき基礎情報の項目を精査し、全学一元的な管理方法について検討する。
- 2) 経営情報分析室は、国の政策や大学の方針に対応した適切な提言を行うための課題を検討する。
- 3) 事務組織の再編等を検討する組織を立ち上げる。

(2) 人事制度と人材育成マネジメントに関する目標を達成するための措置

- 1) 「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」で開発したSDプログラムを実施する。
また、学外で開催されるOFF-JTに職員を積極的に参加させ、学内講師を育成する。
- 2) 教員の部局個人評価（平成19～21年度）の結果に基づきインセンティブを付与するとともに、次回の部局個人評価（平成25年）に向けてインセンティブの在り方を検討する。
- 3) 職員について、過去3年間の人事評価結果によるインセンティブの付与を検証する。
- 4) 女性教職員への全学的支援策について年次計画を策定する。
- 5) 人権問題対策委員会及び人権問題相談員連絡協議会が中心となり、ハラスメント相談体制を見直す。

(3) 卒業生等との連携強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 同窓会組織と連携し、ホームカミングデーを実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 社会連携推進機構の産学連携部門に産学連携コーディネーター制度を創設して、外部資金の増加に繋げる。
- 2) 科学研究費補助金獲得拡大に向けて、申請件数増加のための方策、ブラッシュアップの強化策を実施する。

(2) 総人件費改革に関する目標を達成するための措置

- 1) 国の政策に基づき人件費削減計画を策定する。

(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1) ペーパーレス化の一層の推進、契約内容の見直し等による事務的経費（消耗品費、報酬委託手数料等）及び光熱水量の節減努力を行う。

(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 資金運用委員会を設置し、リスク管理体制を整備するとともに、預金利率及び債券利回りの状況等を勘案し、短期（1年未満）・長期（1年以上）の運用を行う。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1) マスメディアや全国及び地方情報誌を活用し、教育研究活動等を積極的に発信するとともに、外国の研究者、留学生向けの広報誌を刷新する。
- 2) 自己点検・評価を円滑に実施するための方針を策定する。
- 3) 教育研究活動における法令遵守の啓発活動を実施する。

- 4) 経営協議会をマスコミに公開するとともに、議事要録をウェブサイトで公開する。
- 5) 第一期中期目標期間に実施した監査結果について分析・評価するとともに、計画的で継続性のある監査を実施するために、監査情報をデータベース化する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置
 - 1) 施設マスタープランに基づき、施設整備年次計画を策定する。
 - 2) 愛大ミューズのラウンジ等の学生活動空間の利用状況を調査し、適切な利用のための方策を策定する。
 - 3) キャンパス景観整備の年次計画を策定する。
 - 4) 各学部施設利用計画案に基づき、スペースチャージ制を試行する。
 - 5) 機器分析に習熟した研究者によるノウハウを冊子とウェブサイトで公開し、高度科学機器の普及と共同研究を促進する。
 - 6) 高度科学機器の充実に関して、部局横断的な検討を行う。
- (2) 安全管理・環境管理に関する目標を達成するための措置
 - 1) 学生を含めた安全衛生管理体制を構築する。また、安全衛生関係有資格者を増員させるとともに、構成員の意識を、研修等を通じて向上させる。
 - 2) 環境管理体制及び改正省エネ法に対応したエネルギー管理体制を再構築し、運用する。
 - 3) 安全管理及び防災の研修計画を策定する。
- (3) 学術情報基盤の充実に関する目標を達成するための措置
 - 1) 統合認証基盤によるメールシステム等の運用を開始し、教育・研究・事務系システムとの連携を調査する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

35億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

・ 寄宿舎御幸寮の土地の一部（愛媛県松山市御幸2丁目179番135.04㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
	総額	
総合研究棟改修（医学系）	2,456	施設整備費補助金 (896)
病院特別医療機械整備		長期借入金 (1,493)
学生寄宿舎整備		国立大学財務・経営センター施設費
小規模改修		交付金 (67)

(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、すべての構成員の能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図り人材育成を推進する。

(1) 教員人事

全学的な観点から教育重点、研究重点等の役割分担を適切かつ弾力的に行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を厳正に行う。

また、教員の自発的・主体的活動を促す能力開発を推進する。

(2) 事務系職員

「職員人事・人材育成ビジョン」に基づき、能力開発に重点を置いた人事政策を推進する。

さらに、事務系職員の人事評価を実施して、人事の適正化と点検評価を厳正に行う。

(参考1) 平成22年度の常勤職員数 1,916人

また、任期付職員数の見込みを 304人とする。

(参考2) 平成22年度の人件費総額見込み 17,752百万円（退職手当は除く。）

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,954
施設整備費補助金	896
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	860
国立大学財務・経営センター施設費交付金	67
自己収入	19,020
授業料, 入学金及び検定料収入	5,429
附属病院収入	13,457
財産処分収入	0
雑収入	134
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,924
引当金取崩	0
長期借入金収入	1,493
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	38,214
支出	
業務費	31,275
教育研究経費	19,393
診療経費	11,882
施設整備費	2,456
船舶建造費	0
補助金等	860
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,924
貸付金	0
長期借入金償還金	1,853
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	38,368

「運営費交付金」のうち, 平成22年度当初予算額13,954百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額0百万円

「施設整備費補助金」のうち, 平成22年度当初予算額896百万円, 前年度よりの繰越額0百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 17,752百万円を支出する(退職手当は除く)。

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 13,633百万円)

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金等収入等」のうち, 前年度よりの繰越額からの使用見込額276百万円

2. 収支計画

平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	35,304
經常費用	35,304
業務費	31,000
教育研究経費	2,948
診療経費	7,491
受託研究経費等	720
役員人件費	130
教員人件費	11,845
職員人件費	7,866
一般管理費	1,627
財務費用	327
雑損	0
減価償却費	2,349
臨時損失	0
収入の部	35,780
經常収益	35,780
運営費交付金	13,350
授業料収益	4,596
入学金収益	679
検定料収益	154
附属病院収益	13,457
受託研究等収益	720
補助金等収益	552
寄附金収益	820
財務収益	16
雑益	579
資産見返運営費交付金等戻入	323
資産見返補助金等戻入	220
資産見返寄附金戻入	271
資産見返物品受贈額戻入	43
臨時利益	0
純利益	476
目的積立金取崩益	0
総利益	476

3. 資金計画

平成 22 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	40,569
業務活動による支出	32,622
投資活動による支出	3,866
財務活動による支出	1,880
翌年度への繰越金	2,201
資金収入	40,569
業務活動による収入	35,758
運営費交付金による収入	13,954
授業料・入学金及び検定料による収入	5,429
附属病院収入	13,457
受託研究等収入	720
補助金等収入	860
寄附金収入	923
その他の収入	414
投資活動による収入	978
施設費による収入	963
その他の収入	16
財務活動による収入	1,493
前年度よりの繰越金	2,340

別表 (学部 of 学科, 研究科 of 専攻等)

法文学部	総合政策学科 (昼間主)	1,080 人
	(夜間主)	320 人
	人文学科 (昼間主)	480 人
	(夜間主)	240 人
教育学部	学校教育教員養成課程	400 人
	特別支援教育教員養成課程	60 人
	総合人間形成課程	180 人
	スポーツ健康科学課程	60 人
	芸術文化課程	90 人
	障害児教育教員養成課程 (※)	20 人
	生活健康課程 (※)	40 人
	情報文化課程 (※)	30 人
	理学部	数学科
物理学科		200 人
化学科		208 人
生物学科		172 人
地球科学科		120 人
医学部		医学科
看護学科	260 人	
工学部	機械工学科	360 人
	電気電子工学科	320 人
	環境建設工学科	360 人
	機能材料工学科	280 人
	応用化学科	360 人
	情報工学科	320 人
	学科共通 (3年次編入)	20 人
	農学部	生物資源学科
法文学研究科 (修士課程)	総合法政策専攻	30 人
	人文科学専攻	20 人
教育学研究科 (修士課程)	学校教育専攻	10 人
	特別支援教育専攻	16 人
	教科教育専攻	60 人
	学校臨床心理専攻	18 人

医学系研究科 (修士課程) (博士課程)	看護学専攻 医学専攻	32 人 120 人
理工学研究科 (修士課程) (博士課程)	生産環境工学専攻 物質生命工学専攻 電子情報工学専攻 数理物質科学専攻 環境機能科学専攻 生産環境工学専攻 物質生命工学専攻 電子情報工学専攻 数理物質科学専攻 環境機能科学専攻	120 人 114 人 114 人 80 人 52 人 18 人 15 人 12 人 12 人 12 人
農学研究科 (修士課程)	生物資源学専攻	144 人
連合農学研究科 (博士課程)	生物資源生産学専攻 生物資源利用学専攻 生物環境保全学専攻	27 人 12 人 12 人
教育学部附属小学校		720 人 学級数 18 クラス
教育学部附属中学校		480 人 学級数 12 クラス
教育学部附属特別支援学校		60 人 学級数 9 クラス
教育学部附属幼稚園		160 人 学級数 5 クラス
愛媛大学附属高等学校		360 人 学級数 9 クラス

(※) は入学者の募集停止を示す。

年度計画（予算、収支計画）における収支又は損益の不均衡について

1. 予算計画における収支不均衡について

不均衡理由

予算計画における収支不均衡については、17年度決算における剰余金繰越承認対象外の、主に附属病院固定資産の減価償却費相当の現金を財源として執行することにより、当該年度の支出超過となるものである。

収支差額（その他） △154 百万円

2. 収支計画における損益不均衡について

不均衡理由

収支計画における損益不均衡については、附属病院等における償却資産の減価償却費見合いの現金による費用支出増及び資産計上見込額、附属病院借入金の元金償還見込額並びに資金運用による有価証券利息の収益増によるものである。

以下、詳細については下表のとおりである。

単位：百万円

損益差額事項	損益差額
附属病院資産の減価償却費見込額	△1,456
間接経費等を財源として購入した資産の減価償却費見込額	△36
附属病院資産の資産計上見込額	553
附属病院借入金に関わる元金償還見込額	1,553
資金運用による有価証券利息等見込額	16
減価償却費見合いの現金による費用支出見込額	△154
計	476